

東金税務署からのお知らせ

確定申告の会場が変わります

平成25年分所得税・個人事業者の消費税、贈与税の申告・相談・提出は平成26年2月14日(金)、東金商工会館1階に会場を開設し、受け付けます。

平成26年1月6日(月)から2月13日(木)までは、税務署には確定申告会場を設けていませんので、時間がかかる場合があります。

国税庁ホームページで作成し、電子申告、または郵送で提出いただくようご協力をお願いします。



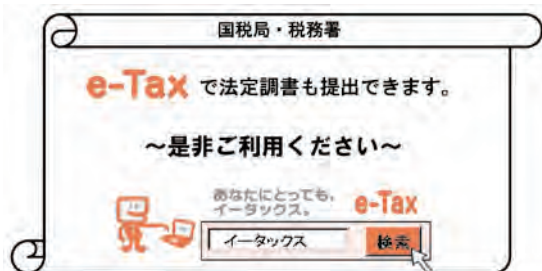
確定申告相談・作成会場

ところ 東金商工会館1階
東金市東岩崎1-5
開設期間 平成26年2月14日(金)～
3月17日(月)

※土・日曜日を除く。
受付時間 午前8時30分～午後4時
(提出のみは午後5時)

相談開始 午前9時
※申告会場及び税務署の駐車場は利用できません。

◆問い合わせ
東金税務署 個人課税第一部門
☎0475-52-3121



法定調書は、インターネットを利用した e-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出できます。また、光ディスク等(CD、DVD、MO、FD)でも提出できます。

詳しくは、e-Tax ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)、または最寄りの税務署までお問い合わせください。

※「平成25分給与所得の源泉徴収票等の法定調書(合計表)」の提出期限は、平成26年1月31日(金)です。

◆問い合わせ
東金税務署 管理運営部門 ☎0475-52-3121

消費税が8% になります

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む。)の税率が8%に引き上げられます。

また、価格の表示について、誤認防止の措置がされているときに限り、税込価格は表示(総額表示)を要しないとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。また、最寄りの税務署までお問い合わせください。

【国税庁ホームページ】
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

◆問い合わせ
東金税務署 電話相談センター
☎0475-52-3121